

第3部

解 説

1 都民経済計算の概要

(1) 都民経済計算とは

都民経済計算は、国民経済計算の基本的な考えや仕組みに基づき、東京都における1年間（年度）の経済活動の成果を計測するものである。

(2) 都民経済計算のねらい

都民経済計算は、東京都の経済の循環と構造を、生産・分配・支出の三面にわたり計量把握することにより都経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な都経済指標として行財政・経済施策に資することを主な目的とする。あわせて、国経済における都経済の位置を明らかにするとともに、都道府県経済相互間の比較を可能とすることにより国経済の地域的分析、地域の諸施策に利用しようとするものである。

(3) 都民経済計算体系の概要

都民経済計算体系は、1年間の経済活動を「生産」、「分配」、「支出」に分けて事後的に整合した形で記録する統計システムである（三面等価の原則）。

(4) 都民経済計算の範囲と評価基準

ア 都内概念と都民概念

都経済を把握する上で都内概念（属地主義）と都民概念（属人主義）とがある。

都内概念とは、都という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地に係わりなく把握するものである。一方、都民概念とは都内居住者の経済活動を、地域に係わりなく把握するものである。ここでいう居住者とは個人のみならず、法人企業や政府機関等、経済主体全般を指す。

都民経済計算では、生産及び支出を都内概念、分配を都民概念で捉えている。

イ 「総（グロス）」と「純（ネット）」

建物、機械設備等の固定資産は生産の過程において消耗していく。この消耗の価格分（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値を評価するものを「総（グロス）生産」といい、控除して評価するものを「純（ネット）生産」という。

ウ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んだ価格表示のことである。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。

エ 諸系列の相互関連

都民経済計算を把握する場合、以上のような概念があり、これらは密接な関係を持っている。これらの関係を示したものが次の図である。

都民経済計算の相互関連図

(1) 産出額	都内総生産 (最終生産物)			中間 投入
(2) 都内総生産 (市場価格表示)	都内純生産 (市場価格表示)		固定資 本減耗	
(3) 都内純生産 (市場価格表示)	都内純生産 (要素費用表示)		純間 接税*1	
(4) 都内純生産 (要素費用表示)				
(5) 都民所得 (要素費用表示)	都外からの 要素所得 (純) *2	都民雇用者報酬	財産 所得	企業 所得
(6) 都内総生産(支出側) (市場価格表示)	民間最終 消費支出	地方政府等最 終消費支出	都内総資本 形成*3	純移出*4
(7) 都民総所得 (市場価格表示)	都外からの 要素所得 (純) *2	都民総所得 (市場価格表示) (=都内総生産(支出側)+都外からの要素所得(純))		

注) *1 純間接税 = 生産・輸入品に課される税 - 補助金

*2 都外からの要素所得(純)は、都民所得から都内純生産(要素費用表示)を差し引いて求められる。都外との所得の受払いには、雇用者報酬、財産所得等がある。都は雇用者の昼間流入超過のため、都外からの要素所得(純)はマイナスとなっている。

*3 都内総資本形成 = 総固定資本形成 + 在庫変動

*4 純移出 = 移出 - 移入 (統計上の不突合を含む)

(5) 名目値と実質値

各年の時価で表示した価額を名目値といい、経済の実質的な動きを見るために名目値から価格変動による影響を除去した価額を実質値という。

また、価格変動による影響を除去するために使用する価格水準を表す指数をデフレーターと

いう。都民経済計算においては、生産系列・支出系列ともに連鎖方式を用いて実質化を行っている*5。

なお、これら三者の関係を整理すると次のとおりとなる。

$$\text{実質値} = \text{名目値} / \text{デフレーター} (\div 100)$$

注) *5 具体的な内容については、後述「2 統計表の見方」「Ⅲ(2) 経済活動別都内総生産(実質)及び経済活動別都内総生産(デフレーター)」(P.137)及び「Ⅲ(5) 都内総生産(支出側、実質)及び都内総生産(支出側、デフレーター)」(P.141)を参照。

(6) 取引主体の分類

都民経済計算では、国民経済計算に準拠し、異なる2つの観点から経済主体を分類する2重分類をとる。

一つは所得の受取や処分、資金の調達や運用についての意思決定を行う主体の分類であり、制度部門別分類と呼ばれる。もう一つは、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であり、経済活動別分類と呼ばれる。

制度部門別分類は、所得及び金融面の分析等の目的から必要とされ、他方の経済活動別分類は、産業構造等の生産分析の目的から必要とされるものである。

ア 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位の分類である。この分類において、制度単位は主として機能、行動、目的等をもとに、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計(個人企業を含む)、⑤対家計民間非営利団体の五つに大別される。

① 非金融法人企業

非金融法人企業は、市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とする全ての居住者のうち、法人企業又は準法人企業から構成される。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

② 金融機関

金融機関は、主に金融仲介活動又は金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動(金融仲介活動を円滑化、促進する活動)に従事している全ての居住者のうち、法人企業又は準法人企業から構成される。金融的性格を持つ市場生産(保険業務等)に従事する非営利団体も含まれる。

③ 一般政府

一般政府は、中央政府(国機関)、地方政府(都、区市町村)とそれらによって設定、管理されている社会保障基金(全国社会保障基金、地方社会保障基金)から構成される。これらには、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

中央政府と全国社会保障基金は、どの地域にも属さない「準地域」に存在するものとする。

なお、統計表上の中央政府等は中央政府と全国社会保障基金であり、地方政府等は地方政府と地方社会保障基金である。

④ 家計(個人企業を含む)

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団から構成される。ここには、自

営の個人企業も含まれる。個人企業が家計に含まれるのは、家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業又は準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、その企業はその家計自身と不可分であるとみなされるためである。

⑤ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体により構成される。

なお、政府によって支配、資金供給されている団体は除かれる。

イ 経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所等）が統計の基本単位となっている。この分類は市場生産者に限らず、政府等の非市場生産者にも適用される。後述「5（参考）経済活動別分類」（P.158）も参照。

（参考1）準地域

中央政府等が位置する地理的には存在しない地域を準地域という。中央政府等の地域事業所は生産単位であるが、制度単位ではない。同事業所が地理的に都内に置かれる場合、生産系列における生産単位の観点からは、都内という地理的範囲に所在する事業所として扱い、分配系列及び支出系列における制度部門の観点からは準地域という概念上の地域に所在する制度単位に属するものとして扱う。

（参考2）事業所

事業所とは、一つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいう。例えば、個々の農場、鉱山、採石場、工場、プラント、小売店、商店、建設現場、輸送倉庫、空港、自動車修理工場、銀行、事務所、診療所等をいう。

また、生産活動の行われる場所は一定しているのが普通であるが、特定の事業所を持たない場合や個人タクシー等の場合は、便宜上その住居を事業所とみなす。

事業所の経済活動の格付けは、基本的に「経済センサス - 基礎調査」（総務省）における産業格付により、製造業の本社、工場は「製造業」に、営業所は「卸売業」に、試験場等は「研究開発サービス」にそれぞれ格付けする。

なお、1事業所で2種以上の事業を営んでいる場合は、主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により分類している。

（参考3）市場生産者と非市場生産者

事業所は市場生産者と非市場生産者にも分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量とに意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど又は全てを販売する生産者である。民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれる。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいは全く影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者で、「一般政府」と「対家計民間非営利団体」が該当する。

2 統計表の見方

I 統合勘定

(1) 都内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、都内における経済活動を総括するものである。

勘定の借方（上段）は、都内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した都内総生産（生産側）である。構成項目としては、都内雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金が示されている。

勘定の貸方（下段）は、都内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した都内総生産（支出側）である。構成項目としては、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、都内総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出入（純）が示されている。

都内総生産（生産側）と都内総生産（支出側）とは概念上、必ず一致するべきものであるが、実際には、両者の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生じることがある。そこで、両者を一致させるため、統計上の誤差や脱漏に基づくと考えられる差額を「統計上の不突合」として都内総生産（支出側）に計上している。

(2) 都民可処分所得と使用勘定

この勘定は、制度部門別所得支出勘定を統合することによって作成される。

制度部門別所得支出勘定において、家計部門の雇用者報酬は都民概念になっており、都内発生分と都外からの雇用者報酬（純）の和となっているが、当勘定においては、都内で発生した雇用者報酬（都内概念）と都外からの雇用者報酬（純）に分割される。

営業余剰・混合所得は各制度部門の和に、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金（地方政府）は一般政府（地方政府等）の計数に一致する。

制度部門別所得支出勘定の移転項目を統合すると、都内部門間の移転は相殺され、都外部門との移転のみが残り、都外からの財産所得（純）と都外からの経常移転（純）とが区別して表章されている。

なお、都民所得及び都民可処分所得に関する詳細は主要系列表「都民所得・都民可処分所得の分配」として作成されている。

(3) 都外勘定（経常取引）

この勘定においては、都全体の都外取引が計上されており、都外の視点から記録されている。経常取引は、財貨・サービスの移出入に加えて、雇用者報酬、財産所得及び経常移転の受払が記録され、バランス項目として支払側に経常都外収支が設けられている。

II 制度部門別所得支出勘定

生産活動の結果発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で分配され、更に様々な再分配過程を経て消費され、残りの部分が貯蓄として記録される。これを勘定として示したのが所得支出勘定である。

所得支出勘定の制度部門別分類は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府（地方政府等）」、「家計（個人企業を含む）」及び「対家計民間非営利団体」の5つに分割される。

勘定の主要項目は以下のとおりである。一般政府の受払については、中央政府等も含めて説

明しているが、当該統計表には、地方政府等分のみが計上される。

なお、制度部門別所得支出勘定は、都民概念で示しており、都外との取引は、前述「Ⅰ（３）都外勘定（経常取引）」（P.134）で扱われる。

ア 雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配を示すものであり、家計（個人企業を含む）の受取項目に計上する（後述「Ⅲ（３）ア 都民雇用者報酬」（P.137）も参照）。

イ 営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち資本を提供した企業部門の貢献分を示すものであり、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業を含む）の３制度部門に計上する。

ウ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

消費税や関税等、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税から、生産者に対して一般政府から交付される補助金を控除する。一般政府の受取項目に計上する（後述「Ⅲ（３）オ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金」（P.139）も参照）。

エ 財産所得

利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得及び賃貸料から構成され、全制度部門に計上される（後述「Ⅲ（３）イ 財産所得（非企業部門）」（P.138）も参照）。

オ 財産所得以外の経常移転

（ア）所得・富等に課される経常税

いわゆる直接税であり、所得税、法人税、住民税等が該当する。

（イ）純社会負担と社会給付

①純社会負担

社会保険制度に対する負担であり、「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」に分けられる。

「雇主の現実社会負担」とは、社会保障基金や企業年金基金への雇主の実際の保険料・掛金等の負担であり、「雇主の帰属社会負担」とは、確定給付型の社会保険制度に係る年金受給権の増分等である。「家計の現実社会負担」とは、社会保障基金等への雇主・家計の実際の保険料・掛金負担であり、「家計の追加社会負担」とは、企業年金に係る資産運用から得られる収益分である。

以上の合計から、「年金制度の手数料」を控除したものが、「純社会負担」である。

②現物社会移転以外の社会給付

社会保険制度に基づく給付のうち、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」及び「その他の社会保険非年金給付」を計上するとともに、社会保険制度には基づかない「社会扶助給付」を計上する。

「現金による社会保障給付」とは公的年金や雇用保険等、一般政府の運営する社会保障制度から支払われる現金給付である。「その他の社会保険年金給付」とは、企業年金等、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。「そ

の他の社会保険非年金給付」とは、社会保障基金等を利用せず、雇主がその源から支払う給付である。「社会扶助給付」とは生活保護や恩給等、社会保険制度に基づかない経常移転である。

③現物社会移転

一般政府又は対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物の形で支給する財貨・サービスを指す。医療保険及び介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分等が該当する。

(ウ) その他の経常移転

非生命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転及び他に分類されない経常移転を計上する。

カ 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額である。

キ 最終消費支出及び貯蓄

一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の支払項目には、支出系列で推計された「最終消費支出」を計上する。さらに、受取合計から支払合計を差し引いて、最終的に残った所得が「貯蓄」である。

Ⅲ 主要系列表

(1) 経済活動別都内総生産（名目）

一定期間内に都内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示したものである。これは、都内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであり、産出額から中間投入（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除したものに当たる。

ア 経済活動別分類

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、国民経済計算に準じて、国際標準産業分類と可能な限り整合的なものとなっている。後述「5（参考）経済活動別分類」（P.158）も参照。

イ 輸入品に課される税・関税

関税及び輸入品商品税からなり、輸入した事業所が所在する都道府県で計上される。国民経済計算に準じて経済活動別に配分せずここで一括計上する。

ウ 総資本形成に係る消費税

課税業者の投資にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる。そのため、総資本形成はこの控除できる消費税分を除いた金額で記録されている。生産側から都内総生産を計測する際も、この総資本

形成に係る消費税について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため、ここで一括して控除処理する。

(2) 経済活動別都内総生産（実質）及び経済活動別都内総生産（デフレーター）

実質化の方法については、前年度価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせるにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採用している。経済活動別都内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値をそれぞれ計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーション方式で算出している。

なお、連鎖方式では「加法整合性*1」が成立しないため、内訳項目の合計と集計項目の額とが一致しない。

また、デフレーターは、名目値と実質値の比率（名目値／実質値）から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

注）*1 加法整合性

実質値の内訳項目の合計が、集計項目の実質値と一致する関係を指す。

(3) 都民所得・都民可処分所得の分配（名目）

都民所得・都民可処分所得の分配は、都内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した純付加価値額を、生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替表示したものである。

ア 都民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者とは、市場生産者、非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

都民雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されている。

(ア) 賃金・俸給

① 現金給与

所得税等の控除前の概念で、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等の他に役員報酬（給与や賞与）や議員歳費等も含まれる。

② 現物給与等

自社製品等の通貨以外による給与の支払、食事、通勤定期券等の支給等、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出である。給与住宅差額家賃もこれに含まれる。

(イ) 雇主の社会負担

① 雇主の現実社会負担

「雇主の現実社会負担」は、雇主の現実年金負担と現実非年金負担に分かれる。雇主の現実年金負担は、公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金、確定給付型企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療保険や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等

が含まれる。

② 雇主の帰属社会負担

「雇主の帰属社会負担」は、雇主の帰属年金負担と帰属非年金負担に分かれる。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち、確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付が含まれる。

イ 財産所得（非企業部門）

金融資産、土地等を貸借する場合に、この貸借を原因として発生する所得の移転のことである。財産所得の項目は、利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得、賃貸料の四つからなる（下図参照）。

資産項目と財産所得の対応関係

資産項目	財産所得
金融資産（預貯金、貸出金など）	利子
株式・出資金	法人企業の分配所得（配当など）
保険・年金準備金	その他の投資所得
有形非生産資産（土地、森林など）	賃貸料（地代など）

ウ 企業所得

企業所得は、営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち、純財産所得を加えたものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業の別に表示される。

公的企業は、原則として政府により所有又は支配されており、政府の代行業務を行う企業を指す。会社法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格を持つ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなる。その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類される事業所を単位とする。

個人企業は、個人が企業の主体となり、家族の労働等を使って企業を運営しているものである。個人企業については、家計部分との経理が明瞭に区別しがたい面があるため、受取財産所得は営業資産に関して生じたものであっても、最終消費主体としての家計の財産所得とみなして企業所得には含めない。

また、支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払として取り扱い、利子については消費用のもの（消費者負債利子）とその他の利子に区分し、前者を家計の支払、後者を個人企業の支払と考える。

エ 都民所得（要素費用表示）

都民概念の要素費用表示の純生産が都民所得として表示される。雇用者報酬、財産所得（非企業部門）及び企業所得の合計である。

オ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

当該統計表では、以下のうち、地方政府分が計上される。

(ア) 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものをさす。これは生産コストの一部を構成するものとみなされるといふ点で所得・富等に課される経常税と区別される。

例としては、消費税、関税、酒税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税等があげられる。住宅（土地を含む）に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するとみなされ生産・輸入品に課される税として扱われる。

また、日本中央競馬会納付金等、特定の公的企業における利益の一部も、財政収支を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。

(イ) 補助金

①市場生産者に対して支払われるものであること、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであること、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであること、の三つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。

また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

カ 都民所得（第1次所得バランス）

都民所得（要素費用表示）に、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）を加えたものである。

キ 経常移転の受取（純）

①非金融法人企業及び金融機関、②一般政府（地方政府等）、③家計（個人企業を含む）及び④対家計民間非営利団体に分けて表章され、制度部門別所得支出勘定の受払の差額を計上する。

ク 都民可処分所得

都民所得（第1次所得バランス）に経常移転の受取（純）を加えたものである。

ケ 都民総所得（市場価格表示）

都民所得（要素費用表示）に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）を加えたものである。

(4) 都内総生産（支出側、名目）

都内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。これを都内総生産（支出側）という。都内総生産（支出側）は市場価格で表示される都内総生産（生産側）に対応する。

都内概念に基づき財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、都内総資本形成、財貨・サ

サービスの移出入（純）の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって都内総生産（支出側）を表示し、最後に都外からの要素所得の純額を加算することによって、都民総所得が示される。

ア 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

(ア) 家計最終消費支出

家計（個人企業を除く）の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）は控除される。土地と建物に対するものはこの項目に含まれない。

また、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、FISIM（後述「IV (1) ア 産出額」(P. 141)を参照)は含まれる。

(イ) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額のうち、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売額）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売の収入は、生産コスト（中間投入＋都内雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

イ 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋都内雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売額）と自己勘定による総資本形成（研究開発）を差し引いたものに現物社会移転（市場産出の購入）を加えたものを地方政府等の最終消費支出として計上している。

ウ 都内総資本形成

都内概念による総資本形成を指す。総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動からなる。

(ア) 総固定資本形成

生産者による固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産（土地等）の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。対象となる固定資産は、形態別には大きく、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（果実（果樹）、乳牛、その他の畜産）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）から成る。

(イ) 在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品等の棚卸資産について、ある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものである。統計表では民間と公的に分けて表章され、このうち公的在庫の例としては、国の原油備蓄や食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）の備蓄米等があげられる。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれる。都民経済計算においては、この評価価格の差の分を除いた在庫品評価調整後の計数を推計値としている。

エ 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

(ア) 財貨・サービスの移出入（純）

都内の居住者と非居住者との間の財貨・サービスの取引であり、直接購入（居住者（非居住者）による都外（内）市場における財貨・サービスの直接取引）を含む。ただし、要素所得（労働及び資本）は含まない。

(イ) 統計上の不突合

前述「I (1) 都内総生産勘定（生産側及び支出側）」（P.134）を参照。

(5) 都内総生産（支出側、実質）及び都内総生産（支出側、デフレーター）

支出系列の実質化には、生産系列と同様、連鎖方式を導入している。

IV 付表

(1) 経済活動別の都内総生産・要素所得

経済活動別都内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額から中間投入を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。

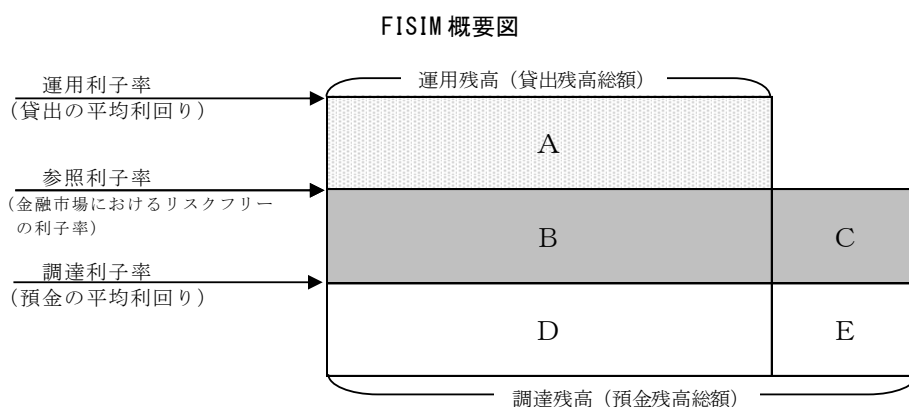
ア 産出額

産出額は、生産者価格（商品が生産者の事業所において販売される価格）で評価される。最終生産物だけでなく製造工程で生ずる中間生産物も原則として産出額に含まれる。

なお、金融業の産出額のうち、金融仲介に係るサービスの産出は、FISIM*2として計測され、産出額に計上される。

注) *2 FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。



A + B + C : FISIMの総額 = 借り手側FISIM + 貸し手側FISIM

A : 借り手側FISIM

B + C : 貸し手側FISIM

A + B + D : 貸出利子総額に相当

D + E : 預金利子総額に相当

イ 中間投入

中間投入は、生産するために投入される財貨（原材料及び燃料等）とサービスによって構成される。中間投入には、FISIMのうち各経済活動で消費された金額も含まれる。

ウ 都内総生産

産出額から中間投入を控除する。都内の生産活動によって新たに生じた付加価値である。

エ 固定資本減耗

建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

オ 都内純生産

都内総生産から固定資本減耗を控除する。

カ 生産・輸入品に課される税

前述「Ⅲ（3）オ（ア）生産・輸入品に課される税」（P.139）を参照。

キ 補助金

前述「Ⅲ（3）オ（イ）補助金」（P.139）を参照。

ク 都内要素所得

都内純生産から、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除する。

ケ 都内雇用者報酬

ここでの都内雇用者報酬は、都内概念によるもので、都内における生産活動に労働を提供した雇用者への分配額をいう。したがって、都民所得の分配における都民雇用者報酬（都民概念）とは、都外からの要素所得（純）のうち雇用者報酬の分だけ異なる（前述「Ⅲ（3）ア 都民雇用者報酬」（P.137）も参照）。

コ 営業余剰・混合所得

都内要素所得から都内雇用者報酬を控除して算出する。

営業余剰・混合所得とは、生産活動によって生み出された付加価値のうち企業の貢献分に対して分配されたもので、企業会計上の営業利益にほぼ相当する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

(2) 経済活動別就業者数・雇用者数（常住地ベース・就業地ベース）

経済活動別の就業者数及び雇用者数を表している。

なお、自営業主を本業としながら副業として雇用者でもある者、又は2箇所事業所に雇用されている者については2人と数えるため、国勢調査等、1人を一つの就業に限って集計する調査から得られる計数とは異なる。

(3) 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出勘定

一般政府（地方政府等）の内訳部門別（都、特別区、市町村、地方社会保障基金）の所得支出勘定を表示している。地方社会保障基金には国民健康保険等が区分される。

(4) 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金、雇用保険給付金、事故、傷害及び疾病に対する給付金等）、その他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償費等）及び社会扶助給付（生活保護費等）の社会保障関係支出の状況を一般政府の構成部門別に表示している。

(5) 社会保障負担の明細表

社会保障負担とは、雇用者によって負担されるか、雇主によって負担されるかにかかわらず、一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者の利益のために支出される負担金である。本表では、社会保障基金の構成部門別に表示している。

3 用語の解説

【五十音順】

あ

一般政府

一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関からなり、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれる。

インプリシット・デフレーター (Implicit Deflator)

実質化を行うべき対象についてのデフレーターが直接作成されるのではなく、その対象の構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、全体としてのデフレーターは(名目値) / (各構成項目の実質値の合計)として逆算によって求められる場合がある。

例として、ある支出項目が二つの個別品目で構成されているケースを考え、それぞれの品目の名目値をX1、X2とし、デフレーターをP1、P2とする。このケースでは当該支出項目の名目値(X)は、X1+X2となり、実質値(XR)は個別品目の実質値の合計(X1/P1+X2/P2)となる。ここで当該支出項目のデフレーター(P)は $X \div XR [= (X1+X2) / (X1/P1+X2/P2)]$ として事後的に求められることになる(連鎖方式では実質値の計算には複数時点のデータが必要となるが考え方は同じ)。このようなデフレーターの算出方法をインプリシット方法といい、求められたデフレーターをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。

営業余剰・混合所得

都内純生産の一部。「都内純生産(要素費用表示)」から都内雇用者報酬を差し引いた値。生産活動によって生み出された付加価値のうち企業の手元に残る利益であり、法人企業では営業余剰、個人企業(家計に含まれる)では混合所得と呼ばれる。営業余剰・混合所得は原則として市場での利益の追求を目的とする産業のみで生じ、一般政府と対家計民間非営利団体においては発生しない。

家計最終消費支出

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(4) 都内総生産(支出側、名目)>ア 民間最終消費支出>(ア) 家計最終消費支出の項参照。(P.140)

家計の現実社会負担

社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。例えば、社会保障の厚生年金制度の場合、雇主と雇用者が社会保険料を折半しているが、このうち雇用者負担分が本項目に記録される。

家計の追加社会負担

財産所得の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理がとられている。

間接的に計測される金融仲介サービス

(FISIM: Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある(このような金融仲介機関に資金を貸す人々(預金者)には他の場合よりも低い利子率で支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課す。)

こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅳ 付表>(1) 経済活動別の都内総生産・要素所得>ア 産出額の注)も参照。(P.141)

企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額を加えたもの。都民所得の一部を構成する。企業所得は民間法人企業所得、公的企業所得及び個人企業所得に分けられる。

経済活動別分類

制度部門別分類が所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所(実際の作業を行う工場や事務所等)が統計の基本単位となっ

ている。

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、大分類においては国際標準産業分類と可能な限り整合的なものとなっている。

第3部解説＞5（参考）経済活動別分類も参照。（P.158）

現金による社会保障給付

一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分（現物社会移転に記録される）を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付のほか、雇用保険給付、児童手当が含まれる。

現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体により、家計に対して現物で行われる財貨・サービスの移転的支出。

このうち、「現物社会移転（市場産出の購入）」は、一般政府が家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、①社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれる）や②公費負担医療給付のほか、③義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。

一方、「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。本項目に含まれる具体例としては、一般政府の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また、対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

固定資本減耗

第3部解説＞2 統計表の見方＞IV 付表＞（1）経済活動別の都内総生産・要素所得＞エ 固定資本減耗の項参照。（P.142）

雇用者

あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者報酬

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(3) 都民所得・都民可処分所得の分配(名目)>ア 都民雇用者報酬の項参照。(P.137)

さ

財貨・サービスの移出入(純)

「財貨・サービスの移出－財貨・サービスの移入」で算出される。

財貨・サービスの移出は、財貨・サービスの都外出荷分、財貨・サービスの移入は、都外から購入された財貨・サービス(居住者が都外市場で直接購入する分も含む)を指す。

なお、都外からの観光客が、都内に宿泊し、特産品を購入した場合は、財貨・サービスの移出に含まれる(生産側では、都内事業所による売上となるので、都外からの観光客が消費した分も都内総生産(宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業等)に含まれる)。

在庫変動

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(4) 都内総生産(支出側、名目)>ウ 都内総資本形成>(イ) 在庫変動の項参照。(P.140)

財産所得

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(3) 都民所得・都民可処分所得の分配(名目)>イ 財産所得(非企業部門)の項参照。(P.138)

産出額

生産活動によって生み出された財、サービスの総額のことで、出荷額や売上高に相当する。産出額から中間投入を控除したものが総生産(付加価値)になる。

なお、卸売・小売業では、商品販売額そのものではなく、仕入額等を控除した粗利益が産出額のベースとなる。

また、一般政府、対家計民間非営利団体の産出額は、そのコストによって評価される。

市場価格表示

第3部解説>1 都民経済計算の概要>(4) 都民経済計算の範囲と評価基準>ウ 市場価格表示と要素費用表示の項参照。(P.130)

市場生産者、非市場生産者

第3部解説>1 都民経済計算の概要>(6) 取引主体の分類>(参考3) 市場生産者と非市場生産者の項参照。(P.133)

実質

第3部解説>1 都民経済計算の概要>(5) 名目値と実質値の項参照。(P.131)

社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への移転のうち、社会保障制度を通じるもの以外を指す。一般政府分としては生活保護費、恩給等が挙げられ、対家計民間非営利団体分としては、無償の奨学金等が含まれる。

社会負担

社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなり、雇用者報酬に含まれる。

また、雇用者本人が行う負担は、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。

社会保障基金

中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人）が含まれる。

純社会負担

第3部解説>2 統計表の見方>II 制度部門別所得支出勘定>オ 財産所得以外の経常移転>(イ) 純社会負担と社会給付>① 純社会負担の項参照。(P.135)

準地域

第3部解説>1 都民経済計算の概要>(6) 取引主体の分類>(参考1) 準地域の項参照。(P.133)

所得・富等に課される経常税

①労働の提供や財産の貸与、資本利得等、様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税及び②消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税を指す。

具体的には、所得税、法人税、都民税、区市町村民税、事業税のほかに家計の負担する自動車関係諸税及び日本銀行納付金等がある。

生産者価格表示

生産物を生産者の事業所において販売される価格で評価する方法のこと。

なお、商品を需要者に届けるまでの運賃は運輸業の生産となり、マージンは商業の生産とされるので個々の生産者価格には加算されない。

生産・輸入品に課される税

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(3) 都民所得・都民可処分所得の分配(名目)>オ 生産・輸入品に課される税(控除)補助金>(ア) 生産・輸入品に課される税の項参照。(P. 139)

制度部門別分類

第3部解説>1 都民経済計算の概要>(6) 取引主体の分類>ア 制度部門別分類の項参照。(P. 132)

政府最終消費支出

一般政府の最終消費支出であり、①無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービス(「現物社会移転(市場産出の購入)」)と、②非市場生産者としての一般政府による財貨・サービスの産出額のうち、各種の手数料収入及び国公立大学の学費収入等や、一般政府が自ら行う研究開発(R&D)の総固定資本形成を除いた価額からなる。

具体的な算出方法については、第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(4) 都内総生産(支出側、名目)>イ 地方政府等最終消費支出の項参照。(P. 140)

総固定資本形成

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(4) 都内総生産(支出側、名目)>ウ 都内総資本形成>(ア) 総固定資本形成の項参照。(P. 140)

総資本形成に係る消費税

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(1) 経済活動別都内総生産(名目)>ウ 総資本形成に係る消費税の項参照。(P. 136)

その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

その他の社会保険非年金給付

社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。具体的には、発生主義による記録を行わない（つまり現金主義で記録する）退職一時金のほか、私的保険への拠出金等を含む。

た

対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体により構成される。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

中間投入

生産するために投入される財貨（原材料及び燃料等）とサービスをいう。ただし、機械等の固定資本の減価償却分や人件費はこれに含まれず、固定資本減耗、雇用者報酬として総生産（付加価値）に含まれる。

産出額から中間投入額を控除したものが総生産（付加価値）である。

貯蓄

貯蓄は、各部門の要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得等）の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転支払からなる経常的支出を差し引いた残差として定義される。したがって貯蓄は所得支出勘定のバランス項目である。

賃貸料

財産所得の一部。土地・無形資産の貸借により生じる所得で、土地の純賃貸料及び著作権等の使用料からなる。

なお、土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。言い換えると、土地を賃借した使用者（賃借人）が、生産活動にこれを使用するに当たり、これらの諸経費を負担したとみなし、これを総賃貸料から控除した純賃貸料が財産所得として賃借人から賃貸人に支払われる扱いとなっている。

統計上の不突合

都内総生産（支出側）と都内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、実際には、両者の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、推計値に乖離^{かいり}が生じることがある。この乖離^{かいり}を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。都民経済計算では、国民経済計算と異なり支出側に計上される。

都外勘定（経常取引）

都外との財貨・サービスの移出入、雇用者報酬、財産所得及びその他の経常移転の受払が記録される。

なお、都外の視点から見た勘定となっているため、都の受取である項目が勘定の支払項目へ、都の支払である項目が勘定の受取項目へ記録されている。

都内雇用者報酬

都内概念による雇用者報酬。都内概念とは、都という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地に関わりなく把握するものである。都民所得の分配における都民雇用者報酬（都民概念）とは、都外からの所得（純）のうち雇用者報酬の分だけ異なる。

都内総資本形成

第3部解説＞2 統計表の見方＞Ⅲ 主要系列表＞（4）都内総生産（支出側、名目）＞ウ 都内総資本形成の項参照。（P.140）

都内総生産

一年度間に都内の経済主体が生み出した総付加価値額で、国でいう国内総生産（GDP）に当たる。

都内総生産（生産側）は、産出額から中間投入額を控除して求める。都内総生産（支出側）は、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、総固定資本形成、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合からなる。

都内要素所得

生産要素の対価として支払われる所得。具体的には、都内雇用者報酬、営業余剰・混合所得からなる。

都民可処分所得

都民所得（第1次所得バランス）に経常移転の受取（純）を加えた値で、都民（企業含む）の処分可能な所得を示している。これを支払の面から見ると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に区分される。

都民雇用者報酬

都民概念による雇用者報酬。都民概念とは、都内居住者の経済活動を、地域に関わりなく把握するものである。

都民所得

分配された付加価値を都民概念で評価したもの。要素費用表示と第1次所得バランスがあるが、通常、単に都民所得という場合は要素費用表示を指す。要素費用表示の都民所得は、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）及び企業所得の合計である。第1次所得

バランスはこれに生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）を加えたものである。

都民総所得

都民が受け取った所得の総額を示す。分配系列では都民所得（要素費用表示）に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）を加えたものであり、支出系列では都内総生産（支出側）に都外からの要素所得（純）を加えたものである。

な

年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払に記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

は

非生命純保険料

非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたもの。金融機関は純保険料を受け取り、保険金を支払うことになる。非生命保険会社・定型保証機関としての金融機関からみれば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

非生命保険金

損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。

法人企業の分配所得

財産所得の一つであり、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれる。配当は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供（投資）を行った結果として権利を得る投資所得を指す。ここには、一般的な株式配当金のほか、①投資信託からその投資家に対して実際に配分されたインカムゲインを原資とする分配金（平成 24 年 7 - 9 月期以降）や、②海外直接投資について、投資先である現地企業から投資元である直接投資家に対して実際に配分された配当金も含まれる。

準法人企業所得からの引き出しは、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

また、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す「海外直接投資に関する再投資収益」は国民経済計算では独立項目となっているが、都民経済計算では本項目に含む。

ま

民間最終消費支出

第3部解説＞2 統計表の見方＞Ⅲ 主要系列表＞(4) 都内総生産（支出側、名目）＞ア 民間最終消費支出の項参照。(P. 140)

名目

第3部解説＞1 都民経済計算の概要＞(5) 名目値と実質値の項参照。(P. 131)

持ち家の帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。

「持ち家の帰属家賃」は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）について計算した帰属家賃のことである。都民経済計算では住宅自己所有者（家計）は不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとされるため、「持ち家の帰属家賃」は家計の生産額に含まれ、営業余剰（＝「持ち家の帰属家賃」－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）は家計の営業余剰に含まれる。

また、帰属家賃には、「持ち家の帰属家賃」以外に「給与住宅差額家賃」も含まれる。これは、給与住宅に実際に支払われた家賃と市場評価額との差額分である。この差額分は、実際に支払われた家賃とともに、給与住宅提供者が不動産業（住宅賃貸業）として生産し、これを家計が購入（家計最終消費支出）するとみなすことで、生産・支出ともに市場価格での評価を行う。さらに「給与住宅差額家賃」分は、給与住宅提供者から家計への現物給与として雇用者報酬に含まれる。

や

雇主の帰属社会負担

第3部解説＞2 統計表の見方＞Ⅲ 主要系列表＞(3) 都民所得・都民可処分所得の分配（名目）＞ア 都民雇用者報酬＞(イ) 雇主の社会負担＞② 雇主の帰属社会負担の項参照。(P. 138)

雇主の現実社会負担

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅲ 主要系列表>(3) 都民所得・都民可処分所得の分配(名目)>ア 都民雇用者報酬>(イ) 雇主の社会負担>①雇主の現実社会負担の項参照。(P.137)

輸入品に課される税・関税

財貨を輸入したときに課される関税及び輸入品商品税からなる。産出額と中間投入には同額が含まれるため、産出額から中間投入を差し引いて得られる総生産(生産側)には含まれていない。しかし、総生産(支出側)には市場価格として含まれるため、総生産(生産側)に輸入品に課される税・関税を加えて、生産面と支出面を一致させている。

要素費用表示

第3部解説>1 都民経済計算の概要>(4) 都民経済計算の範囲と評価基準>ウ 市場価格表示と要素費用表示の項参照。(P.130)

ら

連鎖方式

実質化の方式の一つであり、実質化の指数算式において、前年を基準年とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する方法。基準年が毎年更新されるため、価格構造の変化を反映しやすいという利点がある。

ただし、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。

労働分配率

生産活動によって生み出された付加価値のうち労働者がどの程度受け取ったかを示すもので、都民所得(要素費用表示)に占める都民雇用者報酬の比率で表す。

【アルファベット順】

F

FISIM

第3部解説>2 統計表の見方>Ⅳ 付表>(1) 経済活動別の都内総生産・要素所得>ア 産出額の注)参照。(P.141)

R

R&D

「 Research and Development 」の略称であり、「研究開発」と訳される。本項目は総固定資本形成に含まれる。

S

SNA

「 System of National Accounts 」の略称であり、「国民経済計算」又は「国民経済計算体系」と訳される。一国の経済状況を体系的に記録するための国際的な基準とされ、国際連合が加盟各国にその導入を勧告した体系となっている。

現行の都民経済計算は、2009年に国際連合が採択した、「2008SNA」（2008年国民経済計算体系、System of National Accounts 2008）に対応している。

4 都民経済計算の推計方法及び表章項目

都民経済計算推計では、財・サービス部門（Ⅰ）と本社部門（Ⅱ）の2部門を推計している。

Ⅰ 経済活動別産出額、中間投入及び都内総生産（財・サービス部門）の推計手順

「2015年（平成27年）基準 県民経済計算推計方法ガイドライン」（内閣府）に基づき、推計している。ただし、「2015年（平成27年）基準 県民経済計算推計方法ガイドライン」（内閣府）で、使用統計等が明示されていない場合は除く。

また、一部を除き、地域性をより反映するため、Ⅱのとおり東京都産業連関表から投入係数表を作成し、中間投入の推計に活用している。

・「2015年（平成27年）基準 県民経済計算推計方法ガイドライン」（内閣府）

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/pdf/guideline/guide_220204.pdf

Ⅱ 経済活動別産出額、中間投入及び都内総生産（本社部門*1）の推計手順

東京都産業連関表において本社部門を設定していることから、東京都産業連関表を用いることにより、経済活動別産出額、中間投入及び都内総生産（本社部門）が導出される。

東京都産業連関表から作成した投入係数表（都A表）及び経済活動別商品産出表（都V表）により、経済活動別商品投入表（都U表）を作成、これにより経済活動別産出額、中間投入及び都内総生産（本社部門）を推計している。

注）*1 本社部門とは、本社サービスとも言われ、企業の管理活動等に係る経費を指す。

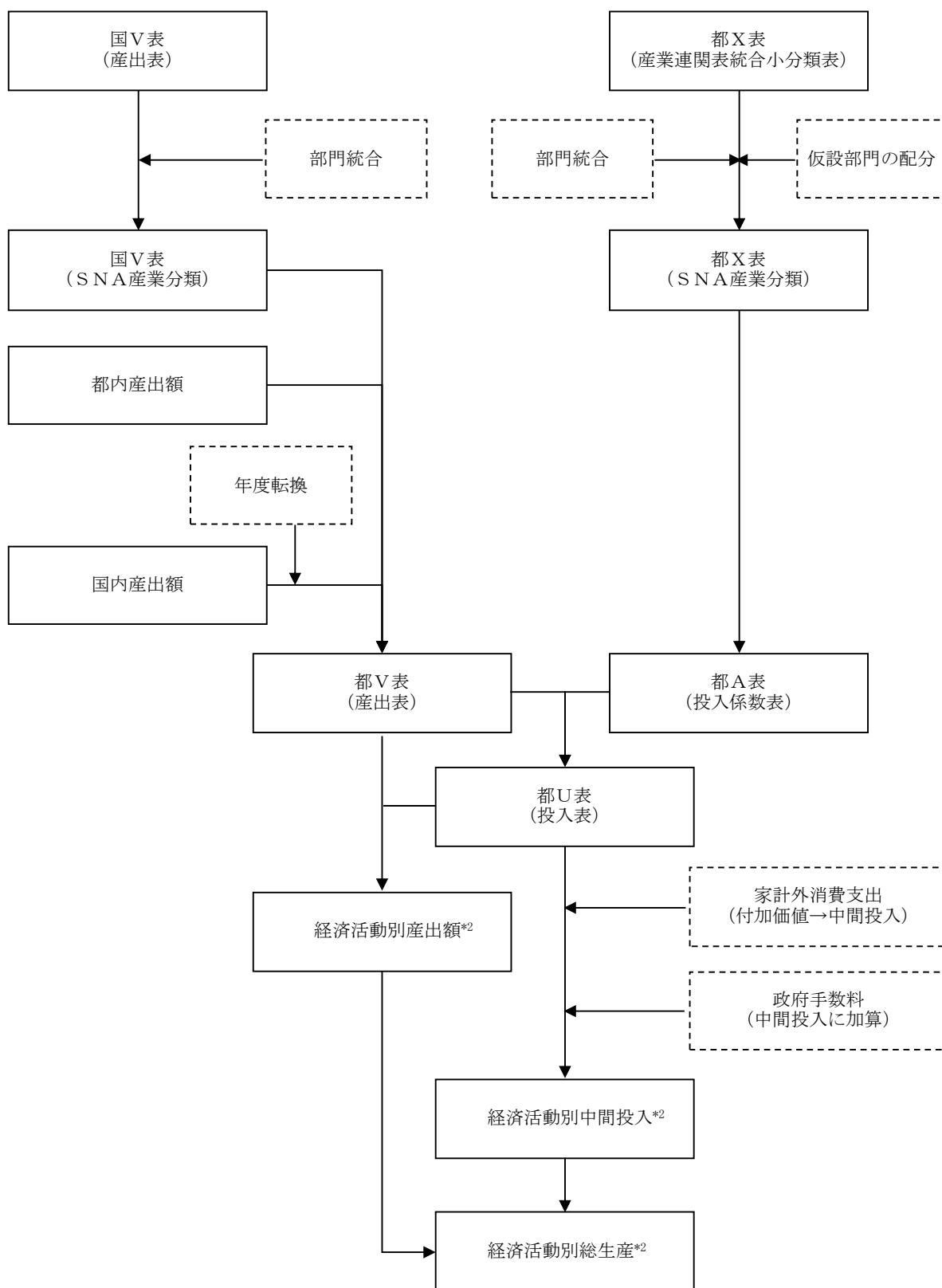
Ⅲ 表章項目

「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」（内閣府）による。

・「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」（内閣府）

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/pdf/hyojun2015.pdf

経済活動別産出額・中間投入・総生産の推計手順（付加価値法）



注) *2 財・サービス及び本社部門

5 (参考) 経済活動別分類

大分類は付表(4)、中分類は付表(3)、小分類は主要系列表(1)、(2)、(3)及び付表(1)、(2)での経済活動別分類である。

大分類	中分類	小分類	内容
農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業
		林業	林業
		水産業	漁業・水産養殖業
鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
製造業	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業
	繊維製品	繊維製品	化学繊維製造業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業、身回品製造業
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
	化学	化学	基礎化学製品製造業、その他の化学工業
	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
	窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	一次金属	一次金属	製鉄業、その他の鉄鋼業、非鉄金属製造業
	金属製品	金属製品	金属製品製造業
	はん用・生産用・業務用機械	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	電気機械	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業
	情報・通信機器	情報・通信機器	通信機械・同関連機器製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械・同修理業
	その他の製造業	印刷業	印刷業
その他の製造業		その他の製造業	木材・木製品製造業、家具製造業、皮革・皮革製品・毛皮製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、その他の製造業

大分類	中分類	小分類	内容
電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	電気業	電気業
		ガス・水道・廃棄物 処理業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水 道業、廃棄物処理業、（政府）下水 道、（政府）廃棄物処理
建設業	建設業	建設業	建築業、土木業
卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売業
		小売業	小売業
運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空 運輸業、その他の運輸業、郵便業、 （政府）水運施設管理、（政府）航 空施設管理
宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	飲食サービス業、旅館・その他の宿 泊所
情報通信業	情報通信業	通信・放送業	電信・電話業、放送業
		情報サービス・映像 音声文字情報制作業	情報サービス業、映像・音声・文字 情報制作業
金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業、保険業
不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業
		その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業
専門・科学技術、業 務支援サービス業	専門・科学技術、業 務支援サービス業	専門・科学技術、業 務支援サービス業	研究開発サービス、広告業、物品賃 貸サービス業、その他の対事業所 サービス業、獣医業、（政府）学術 研究、（非営利）自然・人文科学研 究機関
公務	公務	公務	（政府）公務
教育	教育	教育	教育、（政府）教育、（非営利）教 育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	医療・保健、介護、（政府）保健衛 生、社会福祉、（非営利）社会福祉
その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理業、会員制企 業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・ 浴場業、その他の対個人サービス 業、（政府）社会教育、（非営利） 社会教育、（非営利）その他、分類 不明

平成 27 年基準改定について

令和 2 年 12 月に公表された「2019 年度国民経済計算」（内閣府経済社会総合研究所）では、最新統計の取り込みに加え、国際基準である「2008SNA」への対応等を含む「2015 年（平成 27 年）基準改定」が実施されました。これに伴い、都民経済計算が準拠する「県民経済計算標準方式」（内閣府経済社会総合研究所）においても、概念の変更や推計方法の見直しが行われました。

都民経済計算では、令和 4 年 5 月に公表した「都民経済計算年報 令和元年度」からこの基準に拠っており、参照年（デフレーターが 100 となる年）を平成 23 年から平成 27 年に変更しました。また、平成 23 年度以降の計数について遡及改定を行いました。

「平成 27 年基準改定」における、主な変更点は以下のとおりです。

1 国民経済計算の基準改定に準じた変更

(1) 「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」の総固定資本形成への計上

従来、すべてを中間消費として計上していた「建設補修」のうち、機能の向上や耐用年数を伸ばすような「改装・改修」、いわゆる「リフォーム・リニューアル」については、総固定資本形成として計上することとしました。

(2) 「分譲住宅販売マージン等」の総固定資本形成への計上

これまで推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」について、新たに推計し、総固定資本形成として計上することとしました。

(3) 「娯楽作品原本」の総固定資本形成への計上及び「著作権等サービス」の記録の変更

「映画原本」、「テレビ番組原本」等の娯楽作品の原本について、総固定資本形成として計上することとしました。

これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従前の「賃貸料（財産所得）」ではなく、「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録するほか、「著作権等サービスの移出入」を財貨・サービスの移出入に記録することとしました。

(4) 「住宅宿泊事業」（以下「民泊」という。）についての計測

民泊の産出額について「住宅宿泊サービス」と「住宅宿泊仲介サービス」に区分した上で、新たに推計を行いました。「住宅宿泊サービス」とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるサービスであり、「住宅宿泊仲介サービス」とは、利用者と住宅宿泊サービス提供者の仲介を行うサービス、いわゆるマッチングプラットフォームが行う仲介事業のことを指します。

2 その他の変更

(1) 中央政府等の扱い変更

国際基準である「2008SNA」の内容に沿って、中央政府等の扱いの見直しを行いました。具体的には中央政府と全国社会保障基金の事業所は、所得の受取や処分、資金の運用等について意思決定を行う制度単位としては都内に所在せず、どの地域にも属さない「準地域」に所在する制度単位の事業所であるとみなすこととしました。

ただし、生産活動の単位としての事業所は、従来と同様に都内に所在するものとしています。

この変更による、生産、分配、支出の各系列への主な影響は次表のとおりです。

中央政府等の扱い変更による主な影響

系列	影響
生産	<p>① 中央政府等の生産額 生産活動の単位としての事業所は、従来と同様に都内に所在するものとしているため、影響はありません。</p>
分配	<p>① 第1次所得の発生と配分（都民所得） ・財産所得について、中央政府等の支払と受取が記録されなくなります。（取引の相手が都内の制度部門である場合は、都内の制度部門による支払と受取は記録されます。） ・「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」のうち中央政府分は記録されなくなるため、その分だけ「都民所得（第1次所得バランス）」は減少します。</p> <p>② 第2次所得の分配（経常移転（純）） 経常移転について、中央政府等の支払と受取が記録されなくなります。（取引の相手が都内の制度部門である場合は、都内の制度部門による支払と受取は記録されます。）</p>
支出	<p>① 政府最終消費支出 都内に所在する中央政府等の最終消費支出は都外の扱いとなり、都内における政府最終消費支出から中央政府等の部分が減少します。</p> <p>② 財貨・サービスの移出入 上記①の減少分は、中央政府等に対する財貨・サービスの「移出」として記録されます。</p> <p>上記①と②で影響が相殺されるため、総生産への影響はありません。</p>

(2) 基礎統計の変更等に伴う改定

「2019年（令和元年）経済センサス-基礎調査」における調査方法の変更や「商業統計調査」の廃止等、基礎統計の変更等に対応し、推計方法の見直しを行いました。

3 参考

国民経済計算における「2015年（平成27年）基準改定」については、以下のホームページに詳細が掲載されています。

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kouhou/2015ki.jun.html>